



不動産の所有者・管理者の皆様へ

看板（屋外広告物）の防火対策・安全管理のお願い

屋外広告物を設置・管理する際は、屋外広告物条例に加え建築基準法などの関係法令を遵守し、市民生活の安全確保に努める必要があります。

ビルや看板の所有者・管理者の皆様におかれましては、火災や事故を未然に防ぐため、屋外広告物の許可状況や建築基準法で求める防火対策について、今一度ご確認いただき、日頃の安全点検の実施をお願いいたします。

『ビル等に設置されている屋外広告物について下記をご確認ください。』

☐ 防火地域にありますか（④で確認できます）



☐ 高さ 3mを超える、又は屋上広告物ですか（②で確認）



☐ 不燃材料が使用されていますか（⑤で確認）

☐ 許可対象となる屋外広告物の設置許可を受けていますか

☐ 高さが4mを超える広告物は建築確認の手続きを行っていますか

☐ 安全点検を実施していますか（⑥で確認）

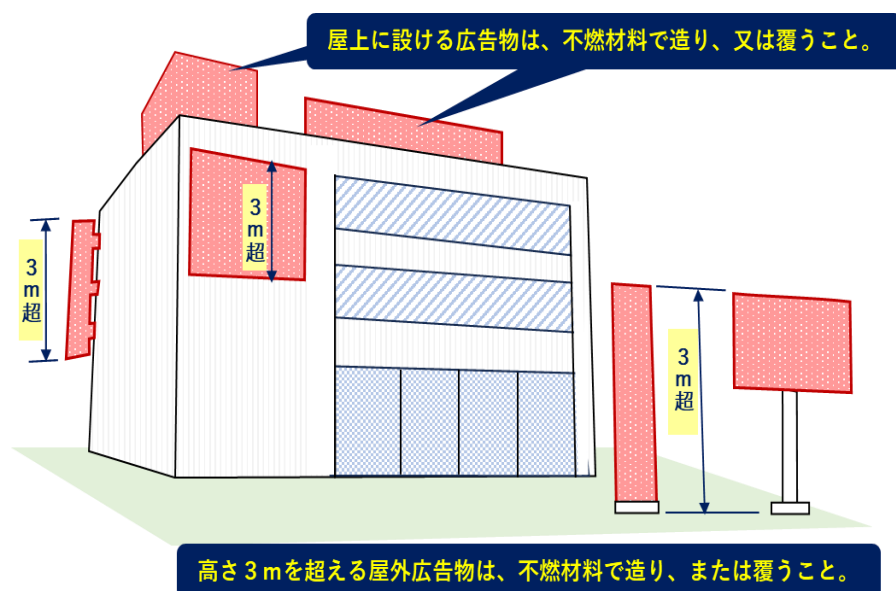
不明な項目がある場合は、⑦の相談先へお問い合わせください。

① 広告物が関係する事故の例

- ・ 大阪市中央区で発生したビル火災(R7 年): 外壁に設置された屋外広告物が、火災の延焼を拡大させる要因の一つとして指摘されています。
- ・ 東京・銀座の看板火災(H19年): 百貨店で、屋上看板の撤去作業を行っていた際、作業中の不注意(溶断・切断作業の火花などの可能性)により出火。アクリル製の看板に引火して燃え広がり、繁華街で消防車約 40 台が出動する事態となりました。
- ・ 札幌市の看板落下事故(H27 年): 建物の壁から突き出た看板の部品が落下し、通行人が重篤な傷害を負った事故では、店舗責任者に業務上過失傷害罪が認定されました。看板設置後約 30 年間、専門業者による点検が行われていなかったことが指摘されています。

② 屋外広告物における防火対策の義務について

- ・ 防火地域では、建築物の屋上に設置する広告物又は高さ3mを超える広告物について、主要な部分を不燃材料で造り、又は覆うことが義務付けられています。
火災による延焼を防ぐため、適切な防火対策と維持管理をお願いします。
- ・ 高さが4mを超える広告物は、建築基準法上の工作物として確認申請が必要です。



【 建築基準法 】

第 64 条(看板等の防火措置)

防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。^(※)

※看板の枠組みや表示面などについては、燃えにくい材料（建築基準法で定める金属やガラスなどの不燃材料及び認定を受けた材料）で作る必要があります。

③ デジタルサイネージ(映像が表示される電子看板)の取扱いについて

令和 8 年 9 月に国から公表された Q&A において、防火地域に設置されるデジタルサイネージについては、LED パネルの表面も建築基準法第 64 条で不燃材料が求められる「主要な部分」に含まれると解されるとの考え方が示されました。

一方、現在流通しているデジタルサイネージには、建築基準法第 64 条への適合が容易に確認できる製品が少ない状況です。



(AI 生成画像で作成)

このため、本市では、令和 9 年 3 月 31 日までは広告主や屋外広告業者等の関係事業者への周知のための期間とし、その期間における法適合については、建築基準法の趣旨を踏まえ、敷地条件や周辺環境の状況に応じた延焼防止対策(火災が燃え広がるのを防ぐための対策)を求めることとします。

デジタルサイネージの設置を予定している場合は、早めに屋外広告事業者又は各問い合わせ先にご相談ください。



(国土交通省 Q&A)

④ 防火地域について

- ・ 広告物を設置する場所が防火地域であるかご確認ください。
- ・ 仙台市の HP よりご確認ください。

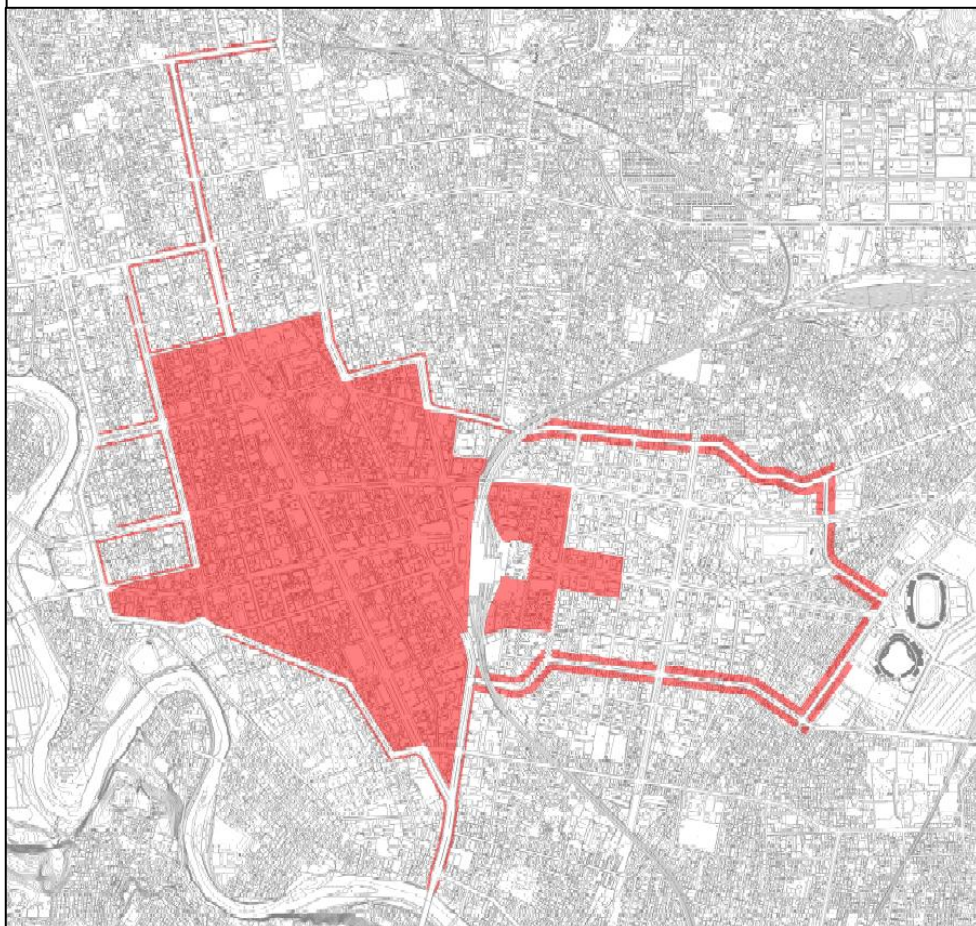
➢ 仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

<https://www2.wagmap.jp/sendaitokei/Portal>

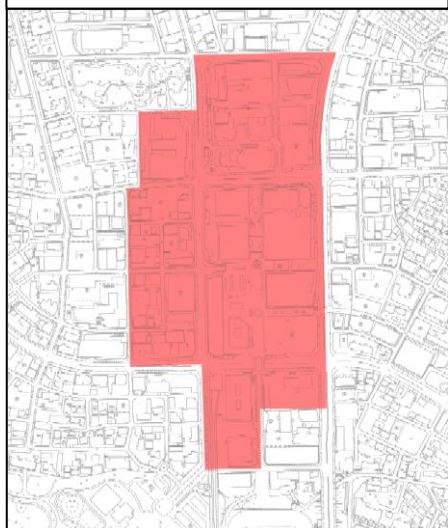


(スマートフォンサイト)

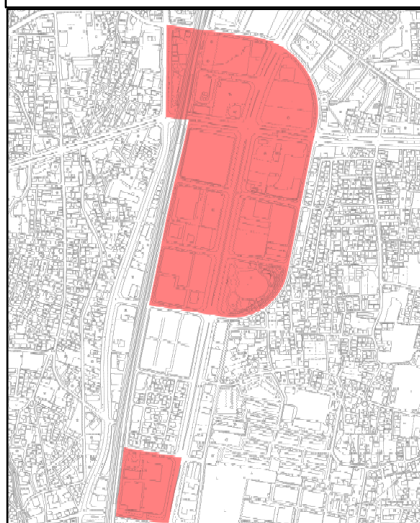
仙台駅周辺地域



泉中央駅周辺



長町駅周辺



⑤ 不燃材料について

国土交通省の HP よりご確認ください。

➤ 建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku.house.tk.000042.html>



※「不燃材料」は「防災製品」とは別の規格です。

⑥ 安全点検について

仙台市の HP よりご確認ください。

➤ 屋外広告物の安全点検制度について

<https://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan/okugai/tenken.html>



⑦ 看板の管理について相談したい場合

【看板の管理について相談したい場合】

■ 公益社団法人日本サイン協会東北支部
(東北ネオン電気事業協同組合)

TEL:022-241-6630

■ 宮城県屋外広告美術協同組合

TEL:022-257-0437

■ 宮城県ディスプレイ協会

TEL:022-286-1515

※ 点検、修繕、改修、安全管理等について相談できます。

〈 仙台市への問合せ先 〉

○建築基準法 64 条に関すること

都市整備局 建築指導課 電話:022-214-8348 (個別具体的な内容は各区街並み形成課へご相談ください)

○屋外広告物許可に関すること

都市整備局 都市景観課 電話:022-214-8288 (設置許可申請は各区街並み形成課へご相談ください)

青葉区役所 建設部 街並み形成課 電話:022-225-7211 (代表)

宮城野区役所 建設部 街並み形成課 電話:022-291-2111 (代表)

若林区役所 建設部 街並み形成課 電話:022-282-1111 (代表)

太白区役所 建設部 街並み形成課 電話:022-247-1111 (代表)

泉区役所 建設部 街並み形成課 電話:022-372-3111 (代表)